

仙北市では 宿泊費を助成しています

テレワーク・ワーケーションに最適!!



<どんな経費が対象になるの?>

市内宿泊施設の宿泊費（食事代は除く）で、最大で **7泊** までが対象となります。
社員等1人あたりの補助限度額は **2,000円/1泊** で、同一社員等が同一年度内に利用できるのは **1回** までとなります。

<対象になるのはどんな方ですか?>

以下の全ての要件を満たす社員等になります。

- ▶法人として既に1年以上の事業活動実績があること
- ▶企業等から宿泊費を支給されていないこと（企業等に本補助金の活用を事前相談し、承認を得ている場合を除く）
- ▶公的機関から同種の補助金等を重複して交付を受ける者でないこと
- ▶風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める業種、公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する事業を営む者でないこと
- ▶仙北市暴力団廃止条例に該当しない者であること



<手続きはどうすればいいの?>

次の様式を提出してください。（下記サイトからダウンロードできます）

- 【申請】 交付申請書（様式第1号）、事業申込書（様式第2号）
- 【実績報告】 実績報告書（様式第7号）
- 【請求】 補助金請求書（様式第9号）

